

光市総合計画 基本構想 骨子案

目 次

光市民憲章	1
光市基本構想	2
第1章 基本構想の目的	2
第1節 目的	2
第2節 目標年次	2
第2章 まちづくりの基本理念と姿勢	3
第1節 まちづくりの基本理念	3
第2節 まちづくりの姿勢	3
第3章 都市の将来像	5
第4章 将来指標	6
第1節 人口指標	6
第5章 都市空間整備構想	7
第1節 拠点地区の形成	7
第2節 都市軸の形成	7
第3節 ゾーン別の整備	8
【都市空間整備構想図：今後、作成します】	10
第6章 施策の大綱	11
第1節 人と地域で支えあうまち	11
第2節 人を育み人が活躍するまち	12
第3節 人の暮らしを支えるまち	13
第4節 時代を拓く新たな都市経営	14
《参考》	
【計画の考え方と構成】	15

光市民憲章

わたくしたちのまち光市は
美しい自然と輝かしい歴史をもつ
希望のまちです。

わたくしたち光市民は
その名のごとく
光あふれる理想のまちとするために
この憲章をさだめます。

- 1 ふるさとの自然を愛し
花と緑の豊かな まちをつくりましょう
- 1 こころとからだをきたえ
文化のかおる まちをつくりましょう
- 1 あたたかく互いに助け合い
笑顔のあふれる まちをつくりましょう
- 1 たのしく働き ものを大切にし
活力のある まちをつくりましょう
- 1 きまりを守り 人をとうとび
しあわせな まちをつくりましょう

平成 17 年 10 月 2 日制定

市民憲章は、市民一人ひとりが主体的かつ実践的に「まちづくり」に参加するための行動規範であり、市民生活全般の規範となるものです。

光市基本構想

光市基本構想は、合併により誕生した光市のさらなる飛躍と発展に向けた、市民と行政とのまちづくりの指針として策定するものです。

私たちのまち光市は、白砂青松の「虹ヶ浜・室積海岸」や幽玄な「石城山」、母なる川「島田川」の雄大な流れなど、海・山・川からなる水と緑の自然環境のもと、多くの先人の英知と努力、そして市民の活力を財産として、他にまれな都市と自然とが共生する近代都市として発展してきました。

私たちは、こうした有形・無形の財産を大切にしながら、この光市をさらに住みよいまちとして次世代に継承するため、市民の行動規範として制定した「光市民憲章」の精神に則り、「共創と協働で育むまちづくり」を基本理念として、『（都市の将来像）』の創造をめざします。

私たちは、光市基本構想のもと、市民・議会・行政相互の総意と英知の結集により結実した新「光市」を、将来都市像が導く理想のまちとするため、明確な意思と積極的かつ主体的な行動をもって、^{たゆ}弛まぬ努力を続けることを誓います。

第1章 基本構想の目的

第1節 目的

この光市基本構想(以下「基本構想」とします。)は、地方自治法第2条第5項の規定に基づき、『将来像』の実現のための基本的な方向性を明らかにすることを目的とします。

※地方自治法第2条第4項

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

第2節 目標年次

基本構想の目標年次は平成28年度(2016年度)とします。

第2章 まちづくりの基本理念と姿勢

第1節 まちづくりの基本理念

人口減少社会へと突入し、超少子・超高齢社会が現実のものとなった今日、社会経済情勢の変化に加えて、国・地方を通じた危機的な財政状況を背景とした行財政改革、地方分権への受け皿づくりなど、地方自治のあり方自体が大きな転換期を迎えています。

まちづくりを支える発想と原動力は、行政ではなく、ふるさと光市に暮らしこのまちを愛する市民一人ひとりであり、市民活動の原点でもある一つ一つの地域です。

市民や団体、企業など、地域社会を構成する多様な主体が「新しい公共」の担い手として、互いを信頼し、自らの役割と責任を自覚しながら、次代を切り開いていくための“協働”作業を展開することにより、個々の市民や地域という小さな単位から、大きなまちづくりへのうねりを生み出していく必要があります。

このため、新たなまちづくりの理念を

『共創と協働で育む まちづくり』

として、市民一人ひとりがまちづくりの主体となり、智恵や力を結集し、支え合うことにより、全ての市民が幸せを実感できる光市を創造し、このまちを愛し、誇りに思えるまちづくりを進めます。

第2節 まちづくりの姿勢

1 「心と暮らしの豊かさを追求します」

地域社会の歴史的な転換期の中で、光市の新たな歴史を築いていくとき、私たちは、今一度、「何のためにまちづくりを進めていくのか」、「まちづくりはどうあるべきか」をしっかりと確認し、新たな時代に相応しいまちづくりを進めていく必要があります。

まちづくりとは、このまちに住み、幸せな暮らしを実現しようと懸命に生きている市民一人ひとりを支え、応援していくことにほかなりません。

このため、人の営みに目を向け、ふれあいと温もりのある地域社会を形成することにより、子供からお年寄りまで市民一人ひとりが、安全で安心して生活し、心と暮らしの豊かさを実感できるまちづくりを進めます。

2 「選択と集中を進め まちの有位性を磨きます」

人口減少社会の到来、右肩上がりの経済成長の終焉とそれに伴う国・地方を通じた財政状況の悪化が一段と厳しさを増していく中で、規模の拡大と大都市志向の機能集積を目指した画一的な投資・開発型のまちづくりから地域の個性と魅力を活かしたまちづくりへの転換が求められています。

このため、貴重で豊かな自然環境や歴史・文化、風土など、本市が持つ有位性や優れた都市基盤をはじめとする地域資源のストックを十分に活用するとともに、選択と集中の観点のもと、有位性のさらなる伸張と市民サービスの向上に向けて施策の重点化を図ることにより、成熟時代に相応しい効率的で魅力あふれるまちづくりを進めます。

3 「人と自然との共生を進めます」

白砂青松の「虹ヶ浜・室積海岸」、幽玄な「石城山」、母なる川「島田川」に象徴される、海・山・川からなる水と緑のまち「光市」。

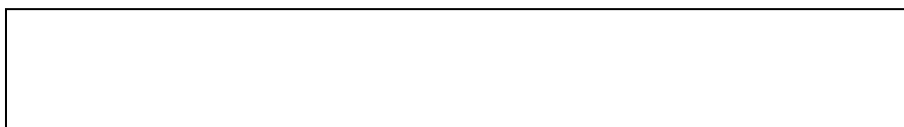
このかけがえのないまち「光市」に暮らす私たちは、自然に生まれ、多くの恩恵を得て、現在の豊かな生活環境を築いてきました。自然の恵みは、人の心にゆとりと潤いを与え、快適で安心して暮らせる市民生活を支える最も大切な役割を担っています。

このため、市民一人ひとりが自然の恵みに感謝し、自然を敬愛するとともに、環境について考え、都市づくりや身近な生活において、自然環境の保全や資源の再循環を基調とした取り組みを実践することにより、あらゆる自然環境と人の営みが共生したまちづくりを進めます。

第3章 都市の将来像

都市の将来像は、平成 16 年に誕生した光市に暮らし、働き、訪れる全ての人々がともに手を携えて、理想のまちを築いていくための未来に向けたあるべき姿を示すものです。

私たちは、まちやひとを大切にしたい、真に豊かさが実感でき、自然環境と共生するまち、すなわち、人や自然に目を向けた「人が生きていくための理想的な生存空間」を、全ての市民とともに築いていきたいという強い決意を込めて、このまちの将来像を次のように定めます。



第4章 将来指標

第1節 人口指標

本市の人口は、平成17年10月1日現在、53,968人で、昭和60年の58,228人をピークとして減少傾向が続いており、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、平成27年には、51,827人(平成17年の国勢調査による年齢別人口が確定した時点で再度、推計を行います。)に減少するものと予測されています。



※現状を踏まえた形での指標の設定を行います。

第5章 都市空間整備構想

私たちの生存空間である都市空間は、都市基盤のみならず、自然やまちの^{たたず}佇まい、歴史・文化、そして人の営みや風土など、様々な要素が織り成して形成されてきた貴重でかけがえの無い財産であり、市民生活や経済活動の基盤となるもので、将来都市像の実現に向けた施策を推進するための重要な要素です。

本市は、中心的な市街地が無い一方で、自然環境の豊かな地域や歴史・文化の息づく地域、駅を中心とした地域など、多様な個性と魅力あふれる地域から形成される分散型の都市構造を呈しています。

このため、本市の都市構造を「拠点地区」、「都市軸」及び「ゾーン」の3つの要素から再評価し、分散型都市構造から連携型都市構造への転換を進めることにより、地域特性の伸張と市域全体の一体的な発展を目指します。

第1節 拠点地区の形成

1 都市拠点地区

交通の結節点や主要な都市機能が集積し、市民が集い交流する地区を都市の核として、交通や環境整備を進め、都市機能の集積と高度化を図ります。

- 市役所周辺地区
- 光駅周辺地区
- 岩田駅周辺地区

2 地域拠点地区

地域における交流の場・憩いの場として、地域のコミュニティ機能や生活支援機能の充実を図るとともに、地域の特性を活かした環境整備を進めます。

- 室積地区
- 島田駅周辺地区
- 伊藤公記念館周辺地区

第2節 都市軸の形成

1 連携軸

市民活動や経済活動の動線となる交通網を都市の連携軸として位置づけ、異なる特性を持った地域間の機能分担と相互補完を進めるとともに、市内外の交流と連携を促進します。

●広域連携軸

広域的な都市間を結ぶ幹線道路や鉄道、広域高速交通網へのアクセス道路を広域連携軸として位置付け、広域的な連携の強化を図ります。

●地域連携軸

都市拠点地区、地域拠点地区などを結ぶ地域の幹線道路を地域連携軸として位置づけ、市民生活の利便性向上や地域間の連携の強化を図ります。

2 環境軸

石城山をはじめ、本市を包み込むように連綿と広がる森林や丘陵地域、そして、虹ヶ浜・室積海岸や島田川などの水辺空間を森と水辺の環境軸として保全と活用を図り、自然とのふれあいの場を創出します。

●森の環境軸

市の外縁部を取り巻く山地や丘陵地の保全と活用を図るとともに、国立公園や県立自然公園に指定されている自然の森の生態系の保護・保全を図ります。

●水辺の環境軸

瀬戸内海国立公園に指定されている室積・虹ヶ浜海岸の保全と活用を図るとともに、島田川や田布施川沿いの水辺を活かした憩いの場の創出を図ります。

第3節 ゾーン別の整備

1 住居ゾーン

道路や下水道等の計画的な整備を推進するとともに、市民の協働による沿道の緑化や良好な景観づくりを進め、安全で快適な住環境の維持・向上を図ります。

また、新規住宅地については、無秩序な開発を抑制しつつ、安全性・快適性及び周辺環境との調和に配慮した良質で適正な開発を誘導します。

2 商業・業務ゾーン

既存商店街については、地域の特性や周辺の居住環境に配慮した整備を誘導するとともに、郊外型の商業・業務機能の集積が進んでいる地域では、中心市街地との回遊性を高めるなど有機的な連携を図るとともに、計画的で良好な土地利用を進めるための適正な誘導を図ります。

3 工業ゾーン

既存産業の振興・発展と新たな産業の育成を促進するため、周辺環境に配慮した

計画的な土地利用を促進します。

また、住宅と工場等が混在する地区においては、住工分離を促進するとともに、公害対策の充実や緩衝緑化の推進などによる環境の改善に努めます。

4 田園（多自然型居住）ゾーン

農用地としての利用を基本として、営農環境や住環境の向上に向けて、周辺の森林・丘陵地域の自然環境と共生可能な田園居住地としての環境整備に努めます。

また、農用地が集積した地区においては、農業生産基盤の整備を促進し、都市近郊型農業の育成に努めます。

5 森林・丘陵ゾーン

治水、水源涵養、水質浄化、気候調整機能など森林や緑地が持つ多様な重要な機能の保護・保全を推進するとともに、自然景観としての多面的な価値の創出を図ります。

また、住近接地における里山等については、市民の協働による保全と活用を促進します。

6 自然環境保全ゾーン

本市の貴重で恵み多い自然環境を大切な財産として次世代に継承していくため、市民力の結集により、生態系や自然景観の保護・保全を前提としながら、全国に誇れる景観をさらに伸張するための高度利用を促進します。

【都市空間整備構想図】

※前述の考え方を図式化します。

第6章 施策の大綱

まちづくりの基本理念に基づき、都市の将来像を実現するための施策の大綱を次のように定めます。

第1節 人と地域で支えあうまち

まちの主役は、私たち市民一人ひとりであり、このまちを構成する個性あふれるそれぞれの地域です。

私たちは、年齢や性別を越えて、人と人との繋がりを大切にし、地域や団体、NPO、企業、行政といった多様な主体が、光市の共同経営者として自覚と責任を持って、地域や共通のテーマでお互いに連携しあう、支えあいのまちづくりを進めます。

また、誰もが健康で生き生きと暮らせるように、保健や医療の充実を図るとともに、地域で支えあう福祉のネットワークづくりを進めます。

《参 考》

(1) コミュニティで支える地域社会を築くために

- ① 地域コミュニティの育成
- ② テーマコミュニティの育成
- ③ 自主的な市民活動への支援

(2) 互いに支えあい健やかに暮らすために

- ① 地域福祉の推進
- ② 健康づくりの推進
- ③ 高齢者・障害者福祉の推進
- ④ 医療体制の充実
- ⑤ 社会保障制度の充実

(3) 思いやりのある明るい社会を築くために

- ① 人権問題の解消
- ② 人権教育の推進

(4) 認め合う共生の社会を築くために

- ① 男女共同参画社会の形成
- ② 多世代共生社会の形成

第2節 人を育み人が活躍するまち

古来より、「まち」は人が集まることにより形成され、そこに暮らす人々の営み、そして郷土への愛着と人々の情熱に支えられて発展していくもので、まちづくりの原点は人づくりであり、人づくりは「まちづくり百年の計」であるといえます。

私たちは、全ての人々が充実した時を過ごし、生きがいと目的を持って自己実現できるまちづくり、そして、個々の活動が、広がりを持って新たな価値の創造に繋がっていくまちづくりを進めます。

また、次世代を担っていく、かけがえのない子どもたちを安心して産み、育てていくことを皆で支え応援していきます。

《参考》

(1)子どもを生き育てるために

- ①地域で育てる
- ②学校で培う

(2)彩り豊かな人づくりのために

- ①生涯学習の推進と人材の育成
- ②スポーツの振興
- ③情報通信基盤の整備・活用

(3)かおり高い文化を育てるために

- ①芸術・文化活動の振興
- ②地域文化の保存・継承

(4)人の繋がりを広げるために

- ①国際交流の推進
- ②都市間交流の推進

第3節 人の暮らしを支えるまち

「まち」は、そこに生まれ、暮らし、集い、訪れる様々な人々が生き生きとした生活を送るための人生の舞台であり、市民一人ひとりの暮らしを支える重要な基盤です。

恵まれた自然環境と充実した都市基盤とが共生するまち光市に暮らす私たちは、全ての市民が人生の様々なライフステージにおいて、安全で快適さを心から享受できる魅力あるまち、すなわち、住む、憩う、働くといった人が人らしく暮らしていくことができる都市本来の機能と自然とが調和したまちづくりを進めます。

《参考》

(1) 快適な暮らしを営むために

- ①交通の利便性の向上
- ②良質な居住環境の創出
- ③都市基盤の充実
- ④離島振興

(2) 自然を守り育むために

- ①自然との共生
- ②循環型社会の構築

(3) 安全な暮らしを守るために

- ①災害に強いまちづくりの推進
- ②安全な地域社会の構築
- ③消費生活の向上

(4) 優れた価値を生み出すために

- ①魅力ある農林水産業の振興
- ②活気ある商工業の振興
- ③働く環境の充実

(5) 地域の魅力を活かすために

- ①地域資源を活かした観光の振興
- ②地域特性を活かした定住促進

第4節 時代を拓く新たな都市経営

地方分権時代において、自治体としての自立と自己責任による都市経営が求められるとともに、市政の運営を担う行政には、将来にわたって永続的に市民から信頼され、その負託に応えていくという大きな責務が課せられています。

このため、行政改革大綱に基づき、「新しい公共」の形成を理念として、持続可能な財政基盤を確立するとともに、徹底した行政改革を推進することにより、市民や地域の力が最大限に発揮できる新しい形の都市経営を進めます。

また、真の地方主権の確立に向けた権限の移譲を求め、国・県との対等な関係を構築するとともに、近隣市町との連携のもと広域的な行政課題の解決に取り組んでいきます。

《参考》

(1) 持続可能な行財政運営のために

- ① 行政改革の推進
- ② 財政運営の健全化

(2) 信頼される行政となるために

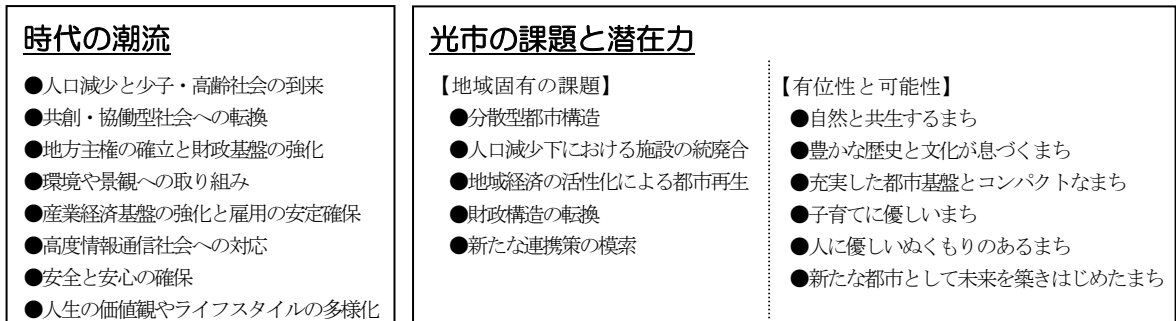
- ① 情報提供と市民意識の把握
- ② 市政・議会への関心の向上
- ③ 市民本位のサービス提供

(3) 自立と連携の自治体を目指して

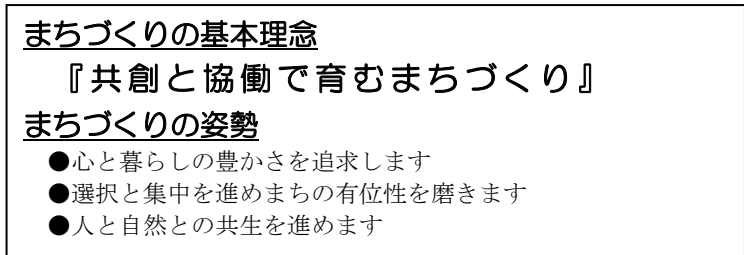
- ① 地方主権の確立と国・県との連携
- ② 広域行政の推進

【計画の考え方と構成】

策定の背景



基本理念



都市の将来像



施策の展開

